

高圧ガス製造施設等軽微変更届申請に必要な書類（第一種製造者）

書 類	記 載 内 容 ・ 留 意 事 項 等	確認																				
1 高圧ガス製造施設軽微変更届書	代理人が申請する場合は委任状(包括委任で対応)を添付すること																					
2 変更明細書 (1)変更の目的	「 が するため、 を に変更する」等具体的に記載すること。																					
(2)処理設備の処理能力	高圧ガスの種類ごとに計算した処理能力(貯蔵能力)の合計を変更がなくとも記載すること。																					
(3)法第8条第1号及び第2号に定める技術上の基準に関する事項 【変更部分のみ記載すること】	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般高圧ガス</th> <th>液化石油ガス</th> <th>冷 凍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置式製造設備</td> <td>6条1項及び2項</td> <td>6条1項及び2項</td> <td>7条1項及び2項</td> </tr> <tr> <td>自動車スタンド</td> <td>7条1項～3項</td> <td>8条1項及び2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動式製造設備</td> <td>8条1項及び2項</td> <td>9条1項～4項</td> <td>13条</td> </tr> </tbody> </table>		一般高圧ガス	液化石油ガス	冷 凍	定置式製造設備	6条1項及び2項	6条1項及び2項	7条1項及び2項	自動車スタンド	7条1項～3項	8条1項及び2項		移動式製造設備	8条1項及び2項	9条1項～4項	13条					
	一般高圧ガス	液化石油ガス	冷 凍																			
定置式製造設備	6条1項及び2項	6条1項及び2項	7条1項及び2項																			
自動車スタンド	7条1項～3項	8条1項及び2項																				
移動式製造設備	8条1項及び2項	9条1項～4項	13条																			
(4)製造施設の位置及び付近の状況を示す図面 【変更に係わらず添付すること】	申請事業所と隣接する他事業所との関係及び付近の状況を示した図面																					
3 添付すべき書面又は図面 (1)事業所全体平面図	境界線と警戒標の設置位置、保安距離(設備距離、置場距離)を示した図面																					
(2)変更の概要を示した書面又は図面	変更の概要を示したもの (注) 2(1)の「変更の目的」に併せて記載できる場合は省略可																					
(3)フローシート又は配管図 【変更前後を記載すること。取替えの場合は変更する部分を明示すること】	高圧ガス設備及びガス設備の区分を示すこと 弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置を示すこと 機器名称、機器番号、流体名、常用温度、圧力等(温度、圧力等の区分を色分け等により明記すること)が記載されたもの																					
(4)高圧ガス製造施設配置図 【変更する部分に限り、変更前後を記載すること】	防消火設備、ガス検知警報設備、障壁等の設置位置 製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離																					
(5)機器等一覧表 【変更する部分に限り、変更前後を記載すること】	圧力容器(塔、槽類、熱交換器類)、回転機器類、弁類及び配管類等毎に次の13項目の事項を記載したリスト 機器名称、機器番号、寸法、材質、内容積、内容物、設計圧力、設計温度、常用圧力、常用温度、肉厚、大臣認定品等の対応状況、その他必要な事項																					
(6)処理・貯蔵能力の計算書	高圧ガスの種類毎に所定の計算方法により計算した計算書																					
(7)ガス設備の気密な構造を確認する書面、高圧ガス設備の耐圧、気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項 【変更する部分に限り、変更前後を記載すること】	ガス設備の気密な構造を確認する書面 高圧ガス設備の耐圧、気密性能試験成績書及び強度計算書 特定設備にあっては特定設備検査合格証の写し 指定設備にあっては指定設備認定証の写し 大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書の写し																					
4 3に掲げるものの他製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面及び図面 【変更する部分に限り、変更前後を記載すること】	保安設備の機能(構造又は仕様、能力・数量及び能力・数量算定根拠、設置位置及び操作位置)等を記載した書面及び図面 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>防液堤</td> <td>滞留防止措置</td> <td>温度上昇防止措置</td> <td>圧力安全装置</td> </tr> <tr> <td>放出管</td> <td>負圧防止措置</td> <td>液面計破損防止措置</td> <td>毒性ガス置換</td> </tr> <tr> <td>緊急遮断</td> <td>電気防爆</td> <td>保安電力</td> <td>ガス検知警報設備</td> </tr> <tr> <td>貯槽温度上昇防止</td> <td>毒性ガス標識</td> <td>静電気除去</td> <td>防消火設備</td> </tr> <tr> <td>通報設備</td> <td>容器置場</td> <td>導管</td> <td>その他の施設</td> </tr> </tbody> </table>	防液堤	滞留防止措置	温度上昇防止措置	圧力安全装置	放出管	負圧防止措置	液面計破損防止措置	毒性ガス置換	緊急遮断	電気防爆	保安電力	ガス検知警報設備	貯槽温度上昇防止	毒性ガス標識	静電気除去	防消火設備	通報設備	容器置場	導管	その他の施設	
防液堤	滞留防止措置	温度上昇防止措置	圧力安全装置																			
放出管	負圧防止措置	液面計破損防止措置	毒性ガス置換																			
緊急遮断	電気防爆	保安電力	ガス検知警報設備																			
貯槽温度上昇防止	毒性ガス標識	静電気除去	防消火設備																			
通報設備	容器置場	導管	その他の施設																			

注 変更工事後、遅滞なく届け出ること